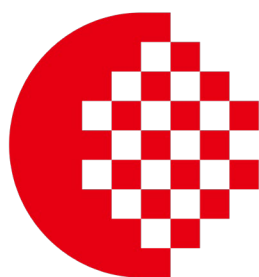


令和3年度補正予算 文化芸術振興費補助金
統括団体によるアートキャラバン事業
(コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業)

募集案内



文化庁

Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan

応募書類の提出期間

◇大規模公演型

令和4年2月28日(月)～令和4年4月15日(金) (18時必着)

◇地域連携型

令和4年2月28日(月)～令和4年3月15日(火) (18時必着)

文化庁参事官(芸術文化担当) 付

令和4年2月

目 次

I. 事業概要	1
1. 事業の目的	1
2. 補助対象期間	1
3. 補助対象事業	1
(1) 大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）	
(2) 地域の文化芸術関係団体との連携によるアートキャラバン事業（地域連携型）	
4. 補助金の額	2
II. 補助対象となる事業（支援区分ごとの要件等）	3
1. 大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）	3
(1) 実施計画の要件	
(2) 補助事業者	
2. 地域の文化芸術関係団体との連携によるアートキャラバン事業	4
(地域連携型)	
(1) 実施計画の要件	
(2) 補助事業者	
【大規模公演型、地域連携型共通】	
III. 補助対象経費	6
1. 補助対象となる経費	6
2. 補助対象とならない経費	8
IV. 補助金の額の調整	10
1. 補助金の額の調整の考え方	
2. 補助事業者が公演等の実施を芸術団体等へ委託する場合	
3. 調整後の補助金の取扱い	
V. 応募に当たっての留意事項	11
1. 応募できない活動	11
2. 他の補助金との重複について	11
3. 補助金申請（予定）額について	11
4. 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた事業の実施について	11
5. 応募書類の提出期間	12
6. 提出書類等	12
7. 応募に関する問合せ・相談窓口	12

VI. 審査及び審査後の手続について	13
1. 審査について	13
2. 審査委員について	13
3. 審査後の手続について	14
(1) 審査結果の通知	
(2) 補助金交付申請書の提出	
(3) 実績報告書の提出	
(4) 補助金の交付	
VII. その他の留意事項等	15
1. 事業実施に当たっての留意点	15
(1) 実施計画の変更	
(2) 事業の報告	
(3) 関係書類の保管	
(4) 完了検査等	
2. 統括団体によるアートキャラバン事業の名称の明記	15
3. 文化庁からの補助金の適正な使用について	16
VIII. 補助金交付までの流れ	17

I. 事業概要

1. 事業の目的

コロナ禍からの文化芸術活動の再興を支援するため、大規模で質の高い我が国の文化芸術水準を向上させるような公演等の実施や配信を支援し、文化芸術の質の向上と文化芸術の重要性や魅力を発信することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による萎縮効果を乗り越え、再興に向けて需要喚起や業界全体の活性化を図る（大規模公演型）とともに、活動自粛を余儀なくされた地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心として、文化芸術関係者の力を合わせ、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を実施する取組を支援することにより、コロナ禍における地域の文化芸術の振興を推進する（地域連携型）ことを目的とする。

2. 補助対象期間

令和4年1月1日（※）から令和5年1月31日まで

※ 応募日以前に実施された事業についても、補助事業の趣旨に合致した公演等であることが必要です。

3. 補助対象事業

本補助事業は、以下に掲げる「大規模公演型」、「地域連携型」2つの支援区分があり、それぞれの支援区分の趣旨・目的に資する事業が補助の対象となります。支援区分ごとに応募要件等が異なりますので、詳細についてはそれぞれの支援メニューを御覧ください。

（1）大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）

※P3を御覧ください。

舞台芸術統括団体等が実施する我が国の文化芸術を牽引する大規模かつ質の高い舞台芸術の公演等の実施や配信

（2）地域の文化芸術関係団体との連携によるアートキャラバン事業（地域連携型）

※P4を御覧ください。

文化芸術団体等が各地域の文化芸術関係団体と連携しながら実施する多種多様な文化芸術事業

4. 補助金の額

事業実施に必要な補助対象経費（P 6 参照）について、補助対象経費の範囲内かつ以下の全ての条件を満たす額を予算の範囲内で補助します。

支援区分	補助金額	要件等
大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）	原則、1 補助事業当たり上限 520,000 千円	6～13 地域で実施し、 1 地域当たり 50,000 千円を上限とします。 ただし、「配信の取組」 を行う場合は、1 地域 当たりの上限はなく、 左記総額を上限とし ます。
地域の文化芸術団体との連携 によるアートキャラバン事業 （地域連携型）	原則、1 補助事業当たり上限 755,000 千円	13 地域以上で実施し、 1 地域当たり 50,000 千円を上限とします。

※ 「配信の取組」とは、①公演のオンライン配信、かつ、②公演映像のアーカイブ（記録）を収集・配信することでデジタル技術による全国的なアートキャラバンを行うこと、配信を可能にするための権利処理を行うことなどをいいます。配信の取組を行う場合は、デジタル技術による全国展開が要請されるため、1 地域当たりの上限はなく、1 補助事業当たりで上限が設定されます。

Ⅱ. 補助対象となる事業(支援区分ごとの要件等)

補助対象となる事業の支援区分ごとに要件等が異なるため、注意してください。

1. 大規模公演によるアートキャラバン事業(大規模公演型)

(1) 実施計画の要件

コロナ禍からの再興のため、文化芸術に対する需要喚起及び業界全体の活性化に資する活動であり、以下に掲げる要件を全て満たす必要があります。

① 対象となる分野

音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の舞台芸術とします。

② 実施地域等について

・国内6地域以上13地域以下で実施される事業であること。ただし、全国的な展開を求めることから、首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)での補助対象となる地域数は半数以下とします。

なお、配信の取組による事業は、デジタル技術による全国的な展開が前提となるため、当該要件の対象となりません。

※1 1地域とは都道府県又はエリア(東北・北海道エリア、関東甲信越エリア、中部・北陸エリア、近畿エリア、中国・四国エリア、九州エリアなど)を単位とします。したがって、1都道府県内の複数の市区町村で実施される場合であっても1地域となり、1エリア内の複数の都道府県で実施される場合でも同様です。

※2 原則として、応募時において少なくとも6地域の企画概要(日時、演目名、実施会場など)が明確になっている必要があります。企画概要の一部が確定していないような場合は、現在の検討状況やスケジュール等について、可能な限り詳細に記載してください。

※3 各地域の公演数の制限は設けませんが、補助金額には1地域当たりの上限がありますので注意してください。

・実施事業は、プロの芸術団体・芸術家に対して出演料を支払う公演とします(有料公演)。

・1地域当たりの収容客席数は、概ね1,000席以上とし、以下のいずれかを満たすものとします。

(ア) 市区町村で実施される1公演又は複数の公演等における実施会場の収容客席数の合計数が1,000席以上である場合

(イ) 同一都道府県内の複数の市区町村において、それぞれ1公演又は複数の公演等における実施会場の収容客席数の合計数が1,000席以上である場合

(ウ) 複数の都道府県で実施される公演等における実施会場の収容客席数の合計数が1,000席以上である場合

(2) 補助事業者

- ① 複数の芸術団体等及び芸術家を構成員とした文化芸術の振興を目的とする法人格を有する文化芸術統括団体
- ② 法人格を有する芸術団体を中核とした実行委員会であって、以下の条件を全て満たす者
 - (ア) 定款・寄附行為・規約等を有し、団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - (イ) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - (ウ) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

2. 地域の文化芸術団体との連携によるアートキャラバン事業（地域連携型）

(1) 実施計画の要件

コロナ禍からの再興のため、文化芸術に対する需要の喚起や我が国全体の文化芸術団体のネットワークの構築、国内の文化芸術活動の活性化、地域の文化芸術団体の活性化による地域文化の振興の推進に資する事業であり、以下に掲げる要件を全て満たす事業であること。

① 実施地域等について

(ア) 13地域以上で実施される事業であること。

※1 1地域とは都道府県を単位とします。したがって、1都道府県内の複数の市区町村で実施される場合であっても1地域となります。

※2 原則として、応募時において少なくとも13地域の企画概要（日時、演目名、実施会場など）が明確になっている必要があります。企画概要の一部が確定していないような場合は、現在の検討状況やスケジュール等について可能な限り詳細に記載してください。

※3 各地域の事業数の制限は設けませんが、1地域当たりの補助金額には上限がありますので注意してください。

(イ) 各実施地域においては、地域内の芸術団体・芸術家、文化施設、文化行政担当部署等及びアマチュア文化団体等の文化芸術関係団体が連携して多種多様な文化芸術事業が実施される計画であること（文化行政担当部署、アマチュア文化団体の参画は必須要件とはしません。）。

(ウ) 実施事業は、プロの芸術団体・芸術家に対して出演料を支払う公演等の文化芸術事業とし、原則として有料とします。また、アマチュア文化団体等の公演等やワークショップ等も一部加えることも可能とします（ただし、1地域において実施される文化芸術事業の全てがアマチュア文化団体の活動とすることはできません。）。

② 全国的地域における文化芸術活動との連携を確保した計画であること

事業を展開する全国的地域における文化芸術活動との連携については、関係団体等を通じた呼びかけに留まることなく、広く事業に参画する体制が構築されていること。

(2) 補助事業者

- ① 定款・寄附行為・規約等において文化芸術の振興又は舞台芸術等に係る公演・展示等の実施を主たる目的とする法人格を有する芸術団体
- ② 法人格を有する芸術団体を中核とした実行委員会であって、以下の条件を全て満たす者
 - (ア) 定款・寄附行為・規約等を有し、団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - (イ) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - (ウ) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

【以下、大規模公演型・地域連携型共通】

Ⅲ. 補助対象経費

1. 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、以下のとおりとします。

区分	費目	内 訳
出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレパティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作用料、企画制作料（※1）等
舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)、会場設営費、会場撤去費等
賃金・ 旅費・ 報償費	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
	賃金・ 共済費	事務整理等賃金（※2）、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等
	旅 費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
雑役務費 消耗品費 等	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等
	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
動画制作・ 配信費等	会議費	会議費
	動画制作費	動画制作費、動画編集費、権利使用処理費等
動画制作・ 配信費等	動画配信費	動画制作費、動画編集費、権利使用処理費等
	委託費	委託費（※3）

- ※1 補助対象事業における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費については、補助対象経費の「文芸費／企画制作料」に計上できます。
- ※2 活動計画全体の運営・事業推進に係る人件費等（企画制作や運営を直接担当するスタッフ人件費等を除く）や文化芸術の重要性や魅力又は地域の特色ある文化芸術の発信により、文化芸術に対する需要の喚起や業界若しくは地域の文化芸術関係団体の活性化につながるような広報活動の充実に係る人件費等（広報に特化したスタッフ人件費等）について計上することができるものとします。

応募団体のスタッフや外部スタッフが上記業務を専従ではなく担当する場合（他の業務にも従事）には、応募時においては、当該人員の年間給与額（注）又は委託額に上記業務に従事する割合を乗じて、その額を算出してください。なお、実施後の精算においては、全体の業務と上記業務に従事する割合を勤務時間管理表など合理的に証明できる資料を提出してください。

（注）年間給与額

対象とするスタッフの令和4年度の年間給与予算額とする。ただし、その内訳としては基本給与のほか、賞与、家族手当、通勤手当、社会保険料や法定福利費（事業主負担分）を含むものとし、退職手当引当金や事務的経費（事務職員経費及び会議手当等）、法定外福利厚生費等については含めないものとする。

- ※3 補助事業者が外部へ委託して実施する場合は、委託契約に係る経費内訳の一般管理費については、当該契約内の補助対象経費の10%まで計上できます。

○諸謝金単価表（参考）

諸謝金の単価を定めていない等の場合には、この単価表の額を参考にしてください。

	区 分	単 位	日額・件数単価	時間単価	備 考
1	会議出席謝金(A)	回・時間	22,700	11,300	審議会同等の会議に適用(会長クラス)
2	会議出席謝金(B)	回・時間	19,600	9,800	審議会同等の会議に適用(委員クラス)
3	会議出席謝金(C)	回・時間	17,700	8,800	審議会同等の会議に適用(臨時委員クラス)
4	会議出席謝金(D)	回・時間	14,000	7,000	協力者会議等の会議出席謝金に適用する
5	座談会等出席謝金	回・時間	16,710	8,360	対談・座談会
6	講演謝金(A)	時間	-	11,510	大学学長等が専門的な講演・講義をするもの
7	講演謝金(B)	時間	-	8,050	大学教授等が専門的な講演・講義をするもの
8	特別講演謝金(A)	回	58,060	-	著名人によるワークショップの講演など。
9	特別講演謝金(B)	回	35,650	-	ワークショップの講演など。
10	指導・実技・実習等謝金	時間		5,200	技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料に該当するもの
11	助言等謝金	時間		5,200	政策の立案等の参考になるものやコメントを述べる程度のもの
12	作業補助等労務謝金	時間		1,070	集計、会場整理等(継続2ヶ月以内)
13	作業補助等労務謝金	時間		1,070	集計、会場整理等(継続2ヶ月超)
14	司会・報告者謝金	時間		4,690	司会、報告会に対する謝礼。
15	演奏謝金	時間		6,520	演奏に対する謝礼。
16	審査謝金(選考会)	回・時間	14,260	7,130	討論形式による選考会、書類審査
17	審査謝金(書類審査A)	件	3,570		討論形式によらない書類審査(一般競争(総合評価落札方式)の技術審査など)
18	審査謝金(書類審査B)	件	400		討論形式によらない書類審査
19	原稿謝金(日本語A)	枚	2,550		400字。思想・文献・随想・提言等。
20	原稿謝金(日本語B)	枚	2,040		400字。一般的なもの。
21	原稿謝金(外国語A)	枚	5,100		英語等200ワード。思想・文献・随想・提言等。
22	原稿謝金(外国語B)	枚	4,080		英語等200ワード。一般的なもの。
23	通訳謝金(英語)	時間		11,650	
24	通訳謝金(その他)	時間		11,770	
25	翻訳謝金(和文英訳)	枚	6,250		和文→英文(200ワード)、仕上り1枚当
26	翻訳謝金(英文和訳)	枚	4,200		英文→和文(400字)、仕上り1枚当
27	翻訳謝金(その他和訳)	枚	5,380		英文以外→和文(400字)、仕上り1枚当
28	揮毫謝金	枚	160		名前、日付程度

2. 補助対象とならない経費

以下に掲げる経費は、補助対象経費として計上できません。また、外部に委託する場合においても計上できません。

- 事務職員給与（1. ※2に該当するものを除く）
- 事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。）
- 事務機器・事務用品等の購入
- 航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等）
- ビザ取得経費
- 物品販売経費
- 印紙代
- 各種手数料（振込手数料、代引手数料、外貨両替手数料、海外への送金手数料等）

- 委託契約に係る一般管理費（補助対象経費の10%を超える部分）
- 交際費・接待費
- 手土産代
- レセプション・パーティーに係る経費
- 打ち上げ費
- 飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、会議の際提供する飲料代、講演者用飲料代は可。）
- 施設整備費
- 備品等購入費 等

IV. 補助金の額の調整

1. 補助金の額の調整の考え方

決算時において、1公演当たりのチケット収入が事業経費を超えた場合には、その超えた差額の1/2を減額して交付するものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、1公演当たりのチケット収入が事業経費を超えた場合であっても補助金の額の調整は行いません。

- ① リアルタイムフル配信（配信の取組によるアーカイブ等も含む）を行う事業
- ② 1地域当たりの動員人数が30,000人を超えない有料公演の事業

2. 補助事業者が公演等の実施を芸術団体等へ委託する場合

補助事業者が公演等の実施を芸術団体等へ委託（再委託等を含む）し、補助事業者に直接収入が入らない場合であっても、当該公演等が上記1. に該当する場合は、同様の取扱いとします。

したがって、補助事業者が委託し、委託した公演等の事業が上記1. に該当した場合には、委託金額の調整を行うなど、委託契約にその旨を記載する必要があります。

3. 調整後の補助金の取扱い

調整した補助金については、他の公演等へ流用することができません。

V. 応募に当たっての留意事項

1. 応募できない活動

以下の活動は原則として補助の対象とはならず、応募できません。

- ① 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- ② 慈善事業への寄附を目的として行われる事業
- ③ 文部科学省・文化庁の補助金や国の行政機関の委託費等が支出される活動

2. 他の補助金との重複について

以下に掲げるもののうち、いずれか一に該当する場合は、応募はできませんので注意してください。

- ① 国の行政機関で既に採択されている補助事業（委託事業も含む）又は独立行政法人日本芸術文化振興会が行う助成事業に採択されている事業は、応募することはできません。
- ② 応募団体とは異なる主催者等が上記①に該当する場合についても、日程及び内容が同一である事業は、例え支援の対象となる経費が重複しない場合であっても応募することはできません。

3. 補助金申請（予定）額について

補助金の額は、文化庁の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望された額全てを満たすとは限りません。

4. 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、同感染症の拡大防止策を講じた上で事業を実施してください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止策の検討に当たっては、政府が公表する通知やガイドライン等も随時御確認ください。

【新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の対応について】（内閣官房）

<https://corona.go.jp>

【新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について】（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html

【新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口】（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html

5. 応募書類の提出期間

(1) 大規模公演型

令和4年2月28日（月）～令和4年4月15日（金）（18時必着）

(2) 地域連携型

令和4年2月28日（月）～令和4年3月15日（火）（18時必着）

※（1）大規模連携型と（2）地域連携型で提出締切が異なりますので、御注意ください。

6. 提出書類等

以下の書類を提出してください。なお、提出後の書類の差し替え、変更、追加等は一切認めません。

- ・事業実施計画書
- ・収支予算書
- ・定款、規約

◆提出方法

統括団体によるアートキャラバン事務局のHPから電子データ（PDF 及び Excel ）を提出してください。

<https://www.vipo.or.jp/project/artcaravan/>

※ PDF データを原本として扱いますので、印刷範囲が正しく設定されているか、事前に御確認ください。なお、Excel につきましては、計算式の確認等に使用させていただきます。

※ 受信後に事務局から到着確認のメールを送信します。もし、確認のメールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

7. 応募に関する問合せ・相談窓口

統括団体によるアートキャラバン事務局

E-mail : artcaravan@vipo.or.jp

※ 本事業は、特定非営利活動法人映像産業振興機構に応募受付等事務の一部を委託しています。

VI. 審査及び審査後の手続について

1. 審査について

提出された書類を基に外部有識者による審査委員会の審査を行い、採否を決定します。
審査は、実施計画の内容、事業の実施方法等について、以下に掲げる審査の視点により総合的に評価します。

<審査の視点>

【大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）】

- 事業計画が本事業の目的に沿った内容であるか。
- 事業の目標・計画が具体的に設定されており、事業推進の方法、内容等の適正性・効率性が優れているか。
- 計画している公演や配信が、各業界（分野）において質の高いものとなっているか。
- 計画に対して妥当な収入及び支出が計上されているか。
- 事業計画が我が国における文化芸術に対する需要の喚起につながり、業界（分野）全体の活性化や新たな開拓・改善によるコロナ禍からの再興につながることを期待できるか。

【地域の文化芸術団体の連携によるアートキャラバン事業（地域連携型）】

- 事業計画が本事業の目的に沿った内容であるか。
- 事業の目標・計画が具体的に設定されており、事業推進の方法、内容等の適正性・効率性が優れているか。
- 事業展開を予定する地域のニーズについて、地方自治体とも連携するなど適切な方法で把握を行い、反映されているか。
- 計画に対して妥当な収入及び支出が計上されているか。
- 実施地域において文化芸術に対する需要の喚起につながり、実施地域の文化関係団体間の新たなネットワークの構築・強化につながるなど、文化芸術関係団体の活性化やコロナ禍からの再興につながる取組であるか。

2. 審査委員について

審査委員の遵守事項

ア 利害関係者の排除

申請された事業内容と利害関係がある審査委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることはできません。

イ 利害関係の範囲

- ① 審査委員が申請する団体に所属している場合
- ② 審査委員が申請する団体等から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ③ 審査委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合
(審査委員が申請する団体において外部有識者として関与しているなど、中立・

公正に審査を行うことが困難と認められる場合等)

ウ 秘密保持

審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、審査委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。

3. 審査後の手続について

(1) 審査結果の通知

応募された実施計画の審査結果については、採否にかかわらず、文書により通知します。

◇大規模連携型・・・令和4年4月下旬～5月上旬（予定）

◇地域連携型・・・令和4年3月下旬～4月上旬（予定）

(2) 補助金交付申請書の提出

補助事業者として採択する旨の通知を受けた補助事業者が、これを受諾した場合には、補助金交付申請書を所定の期間内に文化庁へ提出していただく必要があります。

文化庁は、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、補助事業者へ通知します。

(3) 実績報告書の提出

補助金交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。

(4) 補助金の交付

文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、補助事業者へ通知し、補助金を交付します。

Ⅶ. その他の留意事項等

1. 事業実施に当たっての留意点

(1) 実施計画の変更

事業開始後、実施計画の内容に変更が生じた場合は、文化庁に速やかに報告してください。

(2) 事業の報告

事業実施による効果や成果を定量的・定性的に把握するため、事業完了後、実績報告書等を提出していただきます。実績報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。

なお、実績報告書において、実績が計画と著しく異なる効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、交付決定を取り消すことがあります。

(3) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿及び収入支出に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 完了検査等

- ①事業完了後、文化庁の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地検査をする場合があります。
- ②本補助事業は、会計実地検査の対象事業であり、会計検査院から指示があった場合には、実地検査に協力していただく必要があります。
- ③上記検査で不適切な会計処理が明らかになった場合には、既に交付した補助金について国庫に返還を命ずることがありますので、適切な事業実施に努めてください。

2. 統括団体によるアートキャラバン事業（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）の名称の明記

採択された補助事業者及び当該補助事業者からの委託等による事業実施者は、事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に「文化庁 統括団体によるアートキャラバン事業（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を必ず表示してください。

<表示例>



文化庁 統括団体によるアートキャラバン事業
（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）

※ 英語表記

Supported by the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

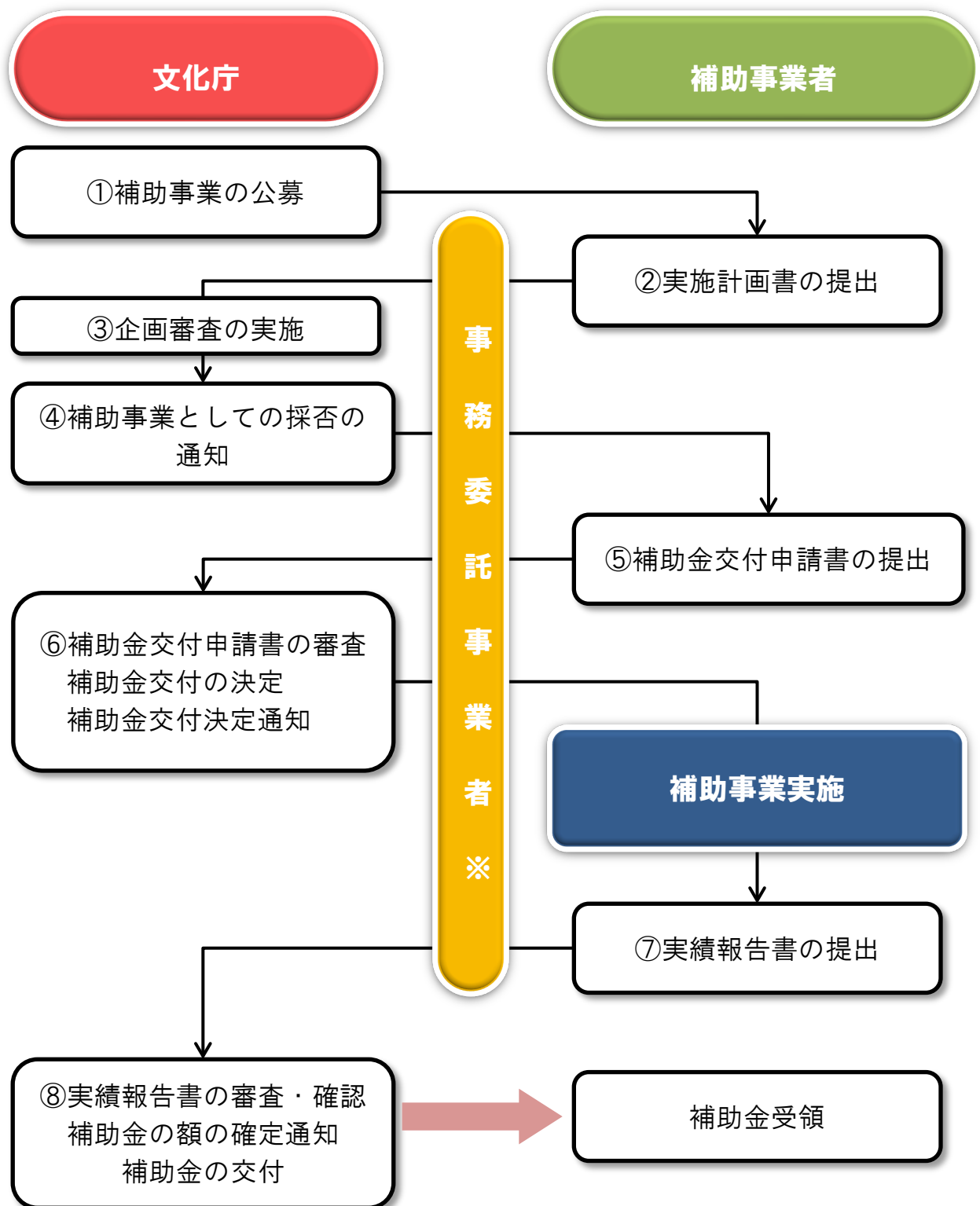
3. 文化庁からの補助金の適正な使用について

補助事業の執行に当たっては、補助金の適正な使用方法を改めて徹底するとともに、管理運営の適正化、事務処理体制の整備、関係者の意識向上等を行うことが必須となります。不正行為があった場合は、以後の補助金の応募制限を行う等、厳正な対応を行います。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/hojokin/pdf/hojyokin_fuseiboushi_matome.pdf

VIII. 補助金交付までの流れ



※ 本事業は、特定非営利活動法人映像産業振興機構に応募受付等事務の一部を委託しています。

項 目	内 容
① 補助事業の公募	文化庁は、文化芸術振興費補助金の交付の対象となる事業について募集します。
② 実施計画書の提出	補助金の交付を希望する補助事業者は、実施計画書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
③ 企画審査の実施	文化庁は、外部有識者による審査委員の審査を経て、補助金の交付の対象となる事業及び交付しようとする補助金の額を決定します。
④ 補助事業として採択する旨の通知	文化庁は、③の決定について、実施計画書を提出した補助事業者へ通知します。なお、不採択となった団体にも同時に審査結果を通知します。
⑤ 補助金交付申請書の提出	補助事業者として採択する旨の通知を受けた補助事業者は、これを受諾した場合、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑥ 補助金交付申請書の審査 補助金交付の決定 補助金交付決定通知	文化庁は申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、申請書を提出した補助事業者へ通知します。
⑦ 実績報告書の提出	補助金交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
⑧ 実績報告書の審査・確認 補助金の額の確定通知 補助金の交付	文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び交付決定の際に附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、舞台芸術統括団体等に通知し、補助金を交付します。